大阪市環境影響評価専門委員会（大気・騒音振動合同部会）会議要旨

１　日　時　　令和５年12月20日（水）10時00分～12時15分

２　開催場所　ウェブ会議の方法により開催

３　出席者　　専門委員会委員：近藤会長　塩見委員　山本委員　吉田委員

連絡会委員：環境局環境管理部環境管理課長　他

事　　務　　局：環境局環境管理部環境管理課

４　議　題

（１）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価準備書について

（２）南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について

（３）咲洲東地区埋立事業環境影響評価方法書について

５　議事要旨（大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業に限る）

・　提出された住民意見について事務局から説明を行った。

・　全般事項、大気質、騒音、振動、低周波音、地球環境、気象（風害を含む）、自然とのふれあい活動の場に係る準備書の内容について、審議を行い、指摘・意見を次のとおり取りまとめた。

〔交通計画について〕

・　予測時期として来場者が多い「大規模イベント開催時」を対象としており、問題はないが、事業者提出資料において、供用時は自家用車の台数が多いと想定されていることから、事業者が計画しているICTによる公共交通利用促進対策を確実に実施し、自家用車等の走行台数の抑制を図られたい。

〔大気質について〕

・　施設の供用に伴う影響など大気質に及ぶ影響の予測にあたっては、気象モデルの風向・風速（予測地点の風速の補正値）について適切に設定した上で再予測を行い、その結果を評価書で示す必要がある。

・　施設の供用について、No.1、No.6及び最大着地濃度地点におけるNO2濃度については、BG（バックグラウンド）濃度の年平均値から算出した日平均値の年間98%値が0.043～0.044ppmとなり、環境基準値を下回っているが、大阪市の環境基本計画の目標値を超えることとなる。このため、空調熱源については、施設供用時点における最新の低NOx機器の採用や、太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的導入等の環境保全対策を徹底し、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたい。

・　No.2、No.3及びNo.5におけるNO2濃度については、日平均値の年間98％値が【本事業による影響】では0.041～0.044ppm、【夢洲内において実施される他事業との複合的な影響】で0.041～0.045ppmとなり、環境基準値を下回っているが、大阪市の環境基本計画の目標値を超えることとなるため、工事関連車両については、通行時間帯の配慮及び走行ルートの適切な設定並びに運行管理を徹底、交通渋滞の抑制等対策を確実に実施することで、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたい

〔騒音について〕

・　コンサート・花火に伴う騒音についての事後調査を、供用時（集客を見込む大規模イベント開催時）に此花区ほか適切な環境保全施設等において実施する必要がある。

・　事業計画地周辺には住居等の環境保全施設が存在しないが、開催日時の周知・開催時間の配慮だけでなく、風の影響も考慮して、音響設備の出力レベルの設定や使用台数の制限など適切な対応を検討されたい。

・　No.5地点周辺区間の遮音壁（高さ1.5m）について、現地調査時点では未設置であったため、日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2018）にて予測評価していたが、現在、遮音壁は設置済みであるため、遮音壁の減衰効果を実測にて確認し、評価書に反映する必要がある。

・　本事業による評価結果ではNo.2、夢洲内において実施される他事業との複合的な影響による評価結果では、No.2とNo.3の予測地点において夜間の環境基準値を超えている。現況において既に環境基準値と同値又は上回っている地点でもあり、本事業による影響より他事業による影響が大きい面もあるが、関係機関と連携し、工事工程の調整等を行うとともに、夜間については可能な限りこれら幹線道路を避け、高速道路から此花大橋を通行するルートを利用することにより、騒音の影響を低減する必要がある。

〔地球環境について〕

・　本事業では、二酸化炭素削減目標を約50％としていることから、事後調査では、準備書で設定した標準的な施設との比較だけでなく、供用後の二酸化炭素排出量を正確に算定した上で計画施設の予測結果の妥当性を検証するとともに、削減目標の達成見込みについて評価する必要がある。

・　現時点ではシャトルバスの運行計画が未定であることから、施設関連車両の二酸化炭素排出量の算出範囲を夢洲内に限定しているが、事後調査では、シャトルバスの各地ターミナルと事業計画地間の走行による二酸化炭素排出量を算定する必要がある。

・　夢洲1区で計画している太陽光発電設備の導入はもとより、再生可能エネルギーの調達等を積極的に進めるとともに、省エネルギー機器や高効率機器の導入、建築物におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化など、徹底した省エネルギー対策に取り組む必要がある。

・　来場者の公共交通利用の促進を図るとともに、シャトルバスの電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等の電動車の導入など、さらなる環境保全対策、最新技術の導入により、カーボンニュートラルの早期実現をめざす必要がある。

・　上記以外の気候変動適応策として、事業計画地内における蓄電池設備や自家発電設備の設置、停電時の非常用電源としての電動車の活用などエネルギー供給の強靭化を図るとともに、気象災害等を考慮したBCP（事業継続計画）の対策に取り組まれたい。

６　問合せ先

環境局環境管理部環境管理課

住所　〒559-0034　大阪市住之江区南港北２‐１‐10　ATCビルO's棟南館５階

電話　06-6615-7938